

「大阪府消防広域化推進計画」

平成20年3月

大 阪 府

目 次

1 . は じ め に	1
2 . 府内の消防の現況と動向	
(1) 大阪府の現況	2
(2) 府内の消防の現況	2
(3) 消防需要の動向	3
(4) 消防財政	4
3 . 消防の将来見通しと課題	
(1) 将来見通し	4
(2) 消防の課題	4
4 . 消防広域化の必要性和課題	
(1) これまでの広域化への取組み	5
(2) 広域化の必要性	5
(3) 広域化がもたらす効果	6
(4) 広域化の課題	6
5 . 広域化の推進に関する基本的事項	
(1) 広域化推進計画の目的	7
(2) 広域化の目的	7
(3) 広域化の進め方	7
6 . 広域化対象市町村とその組み合わせ	
(1) 配慮及び留意すべき事項	7
(2) 広域化の規模と対象市町村	8
(3) 広域化の組み合わせ	8
(4) 「消防救急無線（市町村波）」の広域化・共同化及び「消防指令業務」の 共同運用との関係	9
(5) 広域化の手法	9
7 . 広域化の推進に必要な措置	
(1) 広域化を推進するための体制	10
(2) 広域化を推進するための支援	10
8 . 広域化後の消防の円滑な運営の確保	
(1) 広域化後の消防の体制整備	10
(2) 構成市町村間における協議	10
(3) 体制整備の方策	11
9 . 防災に係る関係機関相互間の連携の確保	
(1) 消防団との連携の確保	11
(2) 防災・国民保護担当部局との連携の確保	12
10 . お わ り に	12
【 資 料 】	13

1 はじめに

昭和23年の「消防組織法」施行により自治体消防制度が確立され、以来、基礎的自治体である市町村は自治体消防の担い手として、地元消防団と連携しながら地域住民の安心・安全を第一線で守ってきた。

いうまでもなく、消防は、住民の生命・身体・財産の火災からの保護、水害・火災又は地震等の災害の防除、災害被害の軽減を図るという重大な責務を担っており、地域住民に直結する重要な分野である。

これまでも市町村消防は、市街化の進展、交通インフラの発達等、都市の成熟に対応するため消防力の整備強化を図ってきたが、近年は災害・事故が多様化・大規模化し、また都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化、さらにはテロ災害、武力攻撃災害等の新たな事象への対応など、消防を取り巻く環境は大きく変化している。

平成7年には阪神・淡路大震災により死傷者約5万人・全壊住居約10万棟を数え、最近でも平成19年3月には能登半島地震が、7月には新潟県中越沖地震による大規模災害が発生し、平成17年4月のJR福知山線の大規模列車事故は記憶に新しいところである。

これまで、大規模災害への対応としては、阪神・淡路大震災を教訓として、緊急消防援助隊制度が発足するなど、単独の市町村では対応できない大規模・特殊災害時等には、近隣市町村・都道府県・国の連携強化の基での広域的な対応体制が整備されてきたものの、初動体制や統一的な指揮下での効率的な増援体制といった点ではなお課題を残しているのが現状である。

また一方では、救急出場件数は年々増加しており、今後も、高齢化や独居化の進展、また住民ニーズの多様化などにより、更なる救急要請の増加が予想されるところであり、このような消防需要に対し、市町村消防が、いかにして的確に対応していくかが大きな課題となっている。

しかしながら、昨今の厳しい市町村財政の中では、従来のように、各々の消防本部、特に小規模消防本部が単独で消防力の充実・強化を図っていくには限界に近いと言っても過言ではない状況であり、このよう中で、市町村消防が、より質の高い住民サービスの提供を行っていくには、市町村消防の広域化による、スケールメリットを生かした消防力の充実強化が避けて通れない喫緊の課題である。

このため、国においては平成18年6月に「消防組織法」を改正し、新たに、消防庁長官が定める基本指針、都道府県が定める推進計画及び広域化対象市町村が策定する広域消防運営計画についての規程を設けるなど、市町村消防の広域化を強力に推し進めることとしたところである。

特に、大阪は、880万府民を有し、ヒト・モノ・情報が集まる大都市であり、その第一線で住民の安心・安全を守る市町村消防への期待と責務は非常に大きなものがあるものの、府内市町村消防を見ると、小規模消防本部が数多く見受けられ、未だ非常備団体も存在する状況である。

このようなことを踏まえ、大阪府としては、府内市町村消防の中・長期にわたる人的・財政的基盤の確立と、質の高い住民サービスの提供に向け、「大阪府消防広域化推進計画」を策定し、府内市町村の消防の自主的な広域化を推進していくこととした。

2 府内の消防の現況と動向

(1) 大阪府域の現況

面積

大阪府は南北に約86km、東西に約25kmと、南北に細長い形状となっており、平成18年4月1日現在の面積は約1,897km²で、全国47都道府県中二番目に小さな面積となっている。

地勢

府内の中央部を貫流する淀川、大和川の河口部に位置し、三方をいわゆる摂河泉連山に囲まれていることから洪水や土砂災害の被害を受けやすい地理的・地形的特性となっている。

また、西の大阪湾は、湾口が南を向いているため台風が通過すると高潮が発生しやすく、今後30年以内に高い確率で発生すると予測されている東南海・南海地震では津波による被害も懸念される。

道路網

道路は阪神高速道路が各方面に放射状に伸びるとともに、名神高速道路・中国自動車道路が府北部を概ね東西に横断し、また近畿自動車道が阪和自動車道、阪和自動車道が南阪奈有料道路と、阪神高速道路は西名阪自動車道と直結しているほか、一般道では国道1号、2号、176号などが各方面を結ぶ一方、府道2号(中央環状線)・府道170号(外環状線)といった道路が環状に位置するなど、府下一円の道路ネットワークが充実している。

人口、人口集中地区、土地利用

人口は、平成18年10月現在で約882万人である。特に、人口集中地区(DID)面積は平成12年では約898km²で、昭和35年に比して約2.7倍に拡大し、府域の約47%を占めるに至っている。また、土地利用の推移では、昭和55年の宅地、道路の土地利用を100とした指標が平成16年度では宅地は112.9、道路は129.7と、産業構造の変化などを受け都市的利用が増加傾向にある。狭い大阪平野の概ね全体に、大阪市域を中心として同心円状に都市化が進行し、人家等の建造物が連担している。

主な防災対象施設

府内には、地下街が大阪市に9箇所、豊中市に1箇所ある。最も延べ面積が広いのは長堀地下街(クリスタ長堀)で81,818m²あり、次いで大阪駅前ダイヤモンド地下街(ディアモール大阪)の48,344m²となっている。また、高層建築物は、泉佐野市のりんくうゲートタワービル(高さ254m)をはじめ、大阪市住之江区の大阪ワールドトレードセンタービルディング(同252m)などがある。

大阪湾沿いには、大阪北港地区、堺泉北臨海地区、関西国際空港地区及び岬地区の石油コンビナート等特別防災区域があり、石油化学、電力及び各種製造業等の高度に発達した工業施設やタンク群が立地している。

また、原子力事業所として、熊取町内には京都大学原子炉実験所及び原子力燃料工業株式会社熊取事業所が、東大阪市内には近畿大学原子力研究所が立地している。

市町村の財政状況

府内市町村の財政状況は依然として厳しく、平成18年度の市町村普通会計の決算見込みを見ると経常収支比率が90%以上の団体が39団体と依然として高い水準にあり、4団体が赤字団体となっている。

(2) 府内の消防の現況

消防の概況【資料1】

現在、府内43市町村(33市9町1村)では33の消防本部が設置されており、内訳は、28市町で単独消防本部、5つの一部事務組合(11市町で構成)がある。また3町村で事

務委託を実施しており、消防非常備団体が1町（能勢町）となっている。また、大阪府内の消防本部数は北海道の68消防本部、愛知県の37消防本部、埼玉県の36消防本部に次いで全国で四番目に多く、市町村単独消防本部数としては愛知県と並んで全国で最も多い。

消防本部の管轄人口では、大阪市消防局の約250万6千人が最大で、最小が河南町消防本部の約1万7千人となっている。管轄人口規模では50万人以上が3団体、30万人以上50万人未満が4団体、20万人以上30万人未満が5団体、10万人以上20万人未満が7団体、10万人未満が非常備団体を含み15団体となっており、管轄人口10万人未満の小規模消防本部が府内の4割強を占めている状況である。

管轄面積の面からは、大阪市の約222k㎡が最大で、最小が忠岡町の4k㎡となっている。狭隘な管轄面積を持つ消防本部の全国順位30消防本部のうち8消防本部が大阪府域にあり、また、管轄面積100k㎡未満の消防本部が29団体と、府内消防本部の9割近くを占めている。府内の1消防本部あたりの管轄面積の平均は57k㎡で、全国でも最も小さな管轄区域となっている。

このことから、府内の市町村消防は、管轄面積・人口とも格段に多い大阪市消防局を除くと、管轄人口が少なく管轄面積の狭隘な消防本部が多数存在し、それぞれが消防職員を確保し資機材を整備して活動しているのが現状である。

消防力【資料2】

府内の市町村消防の消防力を、国が定める「消防力の整備指針」に基づき算定される充足率の面で見ると、ポンプ車・救急自動車・消防職員の充足率は全国平均より低く、特に消防職員の充足率は全国平均の75.5%に対し、17団体では50%から60%台、9団体で40%台以下と低水準で、管轄人口20万人以上30万未満の消防本部でも全国平均を7ポイント下回っている。

消防職員の職種別では、管轄人口20万人未満の消防本部で消防・救急・救助隊員数の充足率が40%から50%台、管轄人口30万人未満の消防本部で予防要員の充足率が30%から40%台となっており出動要員に十分な余裕があるとはいえない状況である。

消防職員数【資料3】

消防職員数について見ると、府内の消防職員数は東京都に次いで全国二番目に多く、平成18年度は9,617名で、平成14年度に比して100名強の減少がみられるが、消防吏員数では平成18年度は9,506名と若干増加している。

一方、消防団員数は、9,733名と、ほぼ横ばいの推移となっている。

(3) 消防需要の動向

平成17年中に府内で発生した火災件数は3,567件で、死者は108人、負傷者は731人で、損害額は約69億2,300万円となっている。1日当たりで見ると約10件の火災が発生し、約1,897万円の貴重な財産が灰になったことになる。種別では、建物火災が多く、平成17年では2,397件で、東京都に次いで二番目に多い。最近5カ年の火災件数に占める割合は64.3%で、平均損害額は71億7,300万円となっている。また、建物火災による死亡者は、平成17年では95名で、火災による死亡者全体に占める割合は88.0%で、建物火災を原因とする死亡者の割合は近年増加傾向にある。【資料4】

救急出場件数は、平成13年の約41万7千人から毎年増加し、平成17年では約49万5千件、搬送人員は約45万4千人で、1分3秒に1件の割合で救急隊が出動したことになる。事故種別に見ると1位が急病で全体の63.6%、次いで一般負傷13.2%、交通事故12.2%の順となっており、急病、一般負傷による出場件数は増加傾向にある。【資料5】また、人口推計によると2030年には、府内人口に占める65歳以上の高齢者の割合は約28%で、2000年と比較すると約2倍となり、今後、高齢化や独居化の進展に伴う救急要請の増加が予測される。【資料6】

府内市町村を対象に行ったアンケート調査でも、今後の消防需要の動向については、93%

が「救急業務」「予防業務」を中心に増加するとされており、その他「大規模災害への対応」や「国民保護」などの新たな消防需要の発生も予測されている。

(4) 消防財政

消防の財政的な面では、府内市町村の消防費の歳出額は、平成18年度決算見込みでは1,144億8,400万円で、最近5カ年の消防費の推移を見ると、平成18年度は、平成14年度の1,267億3,200万円から約9.7%の減少となっている。また、消防費の財源内訳は、平成18年度当初予算ベースで92.6%が税等の一般財源で、歳出内訳は、人件費62.9%、建設費8.7%、物件費5.9%となっている。市町村財政が依然として厳しい状況の中では、消防費についても今後大幅な増加は見込みづらい状況にある。【資料7】

3 消防の将来見通しと課題

(1) 将来見通し

時代がどのように変化しようとも、地域に密着して住民の安全・安心を守るという市町村消防の責務は変わらない。しかし、消防需要の動向に見られるように、高度な救急・予防業務への期待や大規模化・多様化する災害や事故への迅速・的確な対応、また、国民保護といった新たな消防需要など、消防を取り巻く環境は今後も大きく変化すると思われる。

一方では、少子高齢化により将来人口が減少すると、消防の管轄人口も減少し、これに伴い消防職員の減少が予測される。消防庁の資料によると、166人の職員を擁する管轄人口10万人規模の、ある消防本部では2030年には50%以上の職員削減となる推計が出されている。また、同様の手法で、府内の消防本部の将来職員数を推計した場合、管轄人口が30万人を超える消防本部においても2030年には消防職員数が30パーセント以上削減となることが見込まれる。単純には言えないものの、将来的には同程度の規模まで消防職員数を削減する必要が生じることも予測される。

特に、小規模消防本部では職員数が少ないため人事の硬直化が否めず、署所における年齢構成の平準化、適材適所の職員配置、組織の活性化といった面で大きな支障となることが懸念される。

しかも、高齢化の波の中では、常備消防と連携し自治体消防の根幹を担う消防団員の確保についても、将来的に不安が生じてくる。

府内市町村の財政が厳しく、消防費の大幅な増大も見込みづらい中であっても、消防が新たな消防需要に的確に対応し、住民の安全・安心を守る責務を全うしていくためには、創意工夫を凝らした、部隊の強化、高規格資機材の整備、組織の活性化を図って行く必要がある。

また、消防救急無線については、「電波法関係基準」の改正により、平成28年5月末までにはデジタル方式に移行しなければならず、将来的な施設整備・財政負担の必要性が既に生じている。

(2) 消防の課題

府内市町村を対象に行ったアンケート調査結果では、府内の市町村消防の多くは、高度な施設・設備の導入や大規模災害時における体制といった面で大きな不安を抱えており、人的・財政的な側面から生じる課題が数多くうかがえる。また、組織の活性化や予防要員・救急救命士などの専門的な人材の養成・確保といった課題も生じており、特に、管轄人口10万人未満の市町村を中心に複数の消防の課題が生じているという傾向が出ている。

組織の面でいうと、一般的には消防本部の職員数は概ね管轄人口の1000分の1であることから、管轄人口10万人未満の小規模消防本部の職員数は100名未満となることが多

く、さらに消防本部員はその大半が交代制勤務を行っており、特に休日や夜間にはその3分の1から4分の1程度の人員しか常駐しないため、消防本部の体制としては非常に脆弱であるということが否めない状況である。

また、組織運営の面から見ても小規模な消防本部では人事ローテーションが停滞し、職務経験の不足や職員の年齢構成が不均衡に陥りやすく、組織の活性化や職員の総合能力の向上が図りづらいと考えられる。

このような中、住民サービスの向上と持続可能な消防の人的・財政的基盤の体制整備をどのように図っていくかが、今後の府内市町村消防の大きな課題となってきた。

4 消防広域化の必要性と課題

(1) これまでの広域化への取り組み

消防庁では、管轄人口が10万人未満の小規模消防本部では、初動体制、増援体制の確保や組織の活性化等の面で問題点を有するケースが多いことから、より高い住民サービスの提供と行財政基盤の強化と効率化のため、平成6年に都道府県に対し消防広域化基本計画の策定を要請するなど、市町村消防の広域化を推進してきた。

大阪府においても平成8年度末に「大阪府消防広域化基本計画」を策定して、非常備町村の常備化と併せて、消防の広域化の段階的な推進を図ることとした。

その結果、これまで、平成12年4月には太子町・千早赤阪村が富田林市に事務委託を実施し、河南町では消防本部が設置された。また平成13年4月には阪南市と岬町で阪南岬消防組合消防本部を設置し、平成17年2月には堺市と美原町の編入合併により堺市高石市消防組合の管轄区域が拡大されるなど、一定の範囲では常備化・広域化が図られてきたが、非常備を含め小規模消防本部が依然として4割を占める現在の消防の状況を見ると、まだまだ広域化が進んだとはいえない状況である。

(2) 広域化の必要性

大阪府では、21世紀の半ばまでに極めて高い確率で発生するとされている東南海・南海地震や非常に強い揺れをもたらす直下型地震の発生が懸念されているが、その他、集中豪雨などによる大規模自然災害や大規模事故への迅速・的確な対応、また、都市構造の複雑化、高齢化の進展、住民ニーズの多様化などによる、より高度な消防・救急・救命業務や予防業務への期待が高まっている。

今後、府内市町村消防が、これらの期待に応えていくためには、現在府内で多くを占める小規模消防本部の消防体制では、初動体制・二次出動以降の応援体制や予防業務・救急業務の高度化・専門化といった面で不十分であり、また、消防財政の面から見ても決して効率的とはいえない。

また、府内市町村を対象に行ったアンケート調査では、広域化の必要性について、「広域化に積極的に取り組みたい」との回答が約2割、「広域化の必要性は理解するが慎重に対応したい」との回答が約7割となっている。広域化に向けて、個別の課題に対しては慎重にならざるを得ないとする市町村も多いが、総論としては、その必要性は理解されているものと考えられる。

消防は、今後ともこれらの環境の変化に的確に対応し、将来にわたって住民の生命、身体及び財産を守るという責務を全うして行かなければならず、財政事情の厳しい単独消防でこれをまかなうには限界に近いという状況を勘案すると、消防の広域化による、消防体制の更なる充実強化・高度化を図る必要があると考えられる。

(3) 広域化がもたらす効果

消防の広域化がもたらす効果は、広域化によるスケールメリットにある。

まず、住民サービスの向上の面では、消防本部の部隊数が増加するため、多数の部隊の統一的な運用が可能となり、初動体制や増援体制が強化される。消防本部の管轄区域が拡大するため、消防所署の適正配置や管轄区域の適正化が図られ、現場到着時間が短縮される。

総務部門や通信指令業務が一元化・効率化されるため、直接消防サービスを提供する現場要員の増強や、近年著しく高度化している予防業務・救急業務担当職員の専門化・専任化が進展し、より質の高い消防サービスの提供が可能となる。などの効果が挙げられる。特に、今後、更に需要が高まると予測される救急業務については、管轄区域が一体化することにより、現在よりも最寄りの所署からの出場が可能となり、現場到着時間や搬送時間の短縮が図られる。さらに、総務部門等の一元化・効率化による現場要員の増強により、より多くの救急救命士の養成が可能となるなど、一層迅速かつ的確な活動が可能となる。

また、行財政運営の効率化と基盤強化の面では、本部機能の一元化による業務の効率化や消防施設・設備の計画的な整備の推進、重複投資の回避等により少ない経費でより高い水準の消防サービスの提供が可能となる。広域化により財政規模が拡大するため小規模な消防本部では整備が困難な高度な車両等の計画的な整備が可能となる。広域化によって職員数が増加することにより人事ローテーションの設定が容易になることや職務経験の不足、年齢構成の不均衡が解消されるとともに、職員間の競争力が向上することにより職員意識の高揚や組織の活性化などが期待される。

府内市町村を対象に行ったアンケート調査でも、広域化の効果については、全体の83%が「効果はある」と回答しており、「スケールメリットによる消防力の充実・強化」「行財政基盤の強化」「大規模災害への対応力の増強」といった効果への期待が高いことがうかがえる。

(4) 広域化の課題

大阪府では、平成18年度に「今後の消防体制のあり方検討会」を設置し、府内市町村とともに「消防救急無線の広域化・共同化」、「消防指令業務の共同運用」及び「消防の広域化」についての課題の検討を行った。また平成19年度には府内市町村を対象に行ったアンケート調査でも広域化の課題についての調査を行った。

その結果、府内市町村消防の広域化の効果については8割強の市町村で、「効果はある」と感じている一方で、「消防の広域化と消防救急無線の広域化・共同化、指令業務の共同運用の一体化」、「市町村長と消防本部との一体性・効率性の確保」、「構成市町村等の防災・国民保護担当部局と消防本部との連携・協力」、「消防団と消防本部との連携・協力」、「階級・給与等の格差解消」や「署所の配置の適正化」などの課題が認識されていることもうかがえたところである。

そのほかにも、市町村へのヒアリングなどを通じ、広域化に伴い、消防が地域住民から遠い存在になるのではないかと懸念や、現在配置されている消防力の違いを広域化後にどの水準に整理していくのかといった困惑、また、消防サービスと市町村財政との兼ね合いの面での不安感もうかがえている。

しかしながら、消防の広域化にはいくつかの課題はあるものの、市町村消防の果たすべき最も重要な住民の安心・安全を第一として、これらの課題の克服と市町村財政の効率化も併せて検討し、その実現に取り組まなければならない。

5 広域化の推進に関する基本的事項

(1) 広域化推進計画の目的

府内市町村消防が、消防を取り巻く環境の変化に今後とも的確に対応していくためには、消防の広域化による行財政上のスケールメリットを実現することが極めて有効である。

本計画は、広域化を推進する必要があると認める市町村について、その広域化を計画的かつ円滑に推進することを目的として策定するものである。

(2) 広域化の目的

消防組織法第三十一条にも明記されているように、「市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として」行うものである。

しかしながら、府内の各自治体においては依然として厳しい財政状況が続いており、このような状況下において市町村消防が今後とも住民に対する高度な消防サービスを提供していくためには、将来に亘っての行財政基盤の充実強化が不可欠である。

このため、本府における消防の広域化は、消防力の充実強化と併せて行財政基盤の強化も含めトータルとしてより質の高い住民サービスの提供を目的として推進するものである。

(3) 広域化の進め方

府内市町村の消防の広域化を円滑に推進するには、広域化が必要と認められる市町村の自主的な広域化の推進が重要であることから、市町村、住民、消防関係者の理解と協力のもと、関係者のコンセンサスを得ながら推進していく必要がある。

このため、大阪府では、市町村代表、消防関係者、学識経験者等からなる「大阪府消防広域化推進委員会」を設置し、広く意見を聴くとともに、地域の実情も考慮して推進計画を策定することとした。

今後、広域化対象市町村において協議を進め、国の定める「市町村の消防の広域化に関する基本指針」で示されている、市町村の消防の広域化の実現の期限である平成24年度までを目途に広域化の実現を図ることとなる。

6 広域化対象市町村とその組み合わせ

(1) 配慮及び留意すべき事項

広域化対象市町村の組み合わせの検討にあたっては、広域化により非常備団体である能勢町の常備化を図ることが課題であるとともに、既に一部事務組合・事務委託により広域化が図られている市町村については、原則としてこれを包含する形で更なる広域化を検討する必要がある。

また、消防指令業務の共同運用との関係では、広域化が実現されれば指令業務のエリアの拡大がなされるが、組織としての広域化と指令業務の共同運用について、その効果が最大限生かされるよう留意する必要がある。

消防救急無線、特に市町村波の広域化・共同化との関係では、消防の広域化や消防指令業務の共同運用と連動するものであるため、これらの検討結果を踏まえた上でその整備方法、整備時期を検討する必要がある。

市町村合併との関係では、平成20年2月の「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」との整合性に留意する必要がある。

市町村との関係では、これまでの消防体制の枠組みや市町村の行財政運営にも大きな変更

を加える重要な課題であることから、関係市町村と十分に調整を図りながら推進する必要がある。

(2) 広域化の規模と対象市町村

国の定める「市町村の消防の広域化に関する基本指針」では、「広域化の規模は管轄人口が概ね30万人以上の規模を一つの目標とすることが適当」とされ、また、管轄面積の広狭・交通事情・地理的条件・広域行政・地域の歴史・日常生活圏・人口動態等の地域の実情を考慮する必要があるとされている。

この点については、「管轄人口が30万人を超えていれば広域化は必要ないという意味ではなく、例えば、管轄人口は大きい管轄面積は小さいという消防本部などにおいては、管轄人口以外の観点から、スケールメリットを生かした広域化の検討が必要となる」とされており、大阪府における市町村消防の広域化についても、同様の観点からの検討を進める必要がある。

平成18年4月現在の府内市町村消防の管轄人口を見ると、管轄人口が30万人以上の消防本部は、大阪市消防局・堺市高石市消防組合・東大阪市消防局・枚方寝屋川消防組合・豊中市消防本部・吹田市消防本部・高槻市消防本部の7団体のみであり、残りの26団体が管轄人口30万人未満となっている。なお、人口推計によると2030年には、高槻市消防本部も管轄人口が30万人を下回ると予想されている。また、管轄面積の面では、管轄面積100km²未満の消防本部が29団体と府内消防本部の9割近くを占めている。

大阪府は、狭い平野部の概ね全体で都市化が進展しているほか、人口や建物の密集地が連担し、また道路網も充実していることから、大阪府内の市町村消防の広域化に当たっては、市町村合併の動向も見極めながら、国の示す広域化の趣旨を踏まえつつ、管轄人口のみならず管轄面積をはじめ、地理的条件や地域の結びつきなどを考慮して、広域化によるスケールメリットが十分に得られる規模を決めることが望ましい。

これらのことを総合的に勘案すると、府内市町村消防の広域化においては、国の示す「管轄人口30万人以上」より、さらに大きな規模も念頭に広域化を検討するほうがスケールメリットの点からも有効であり、また、管轄人口の観点だけでなく、府内市町村の地理的条件、地域の歴史的経緯や結びつきにも視点を置き、その規模を決めることが適切であると考えられる。

また、政令指定都市については独立性が高く、政令指定都市を含めた広域化は、手法が事務委託に限定される公算が高いということもあり、本計画における広域化対象市町村については、政令指定都市を除いた府内市町村とすることが適切であると考えられる。

(3) 広域化の組み合わせ

消防の広域化は、広域化により住民サービスの向上が図られることが重要であり、広域化対象市町村の組み合わせについても、消防の現況や地域の実情などを考慮し、広域化によるスケールメリットが十分に得られる規模を検討する必要がある。

大阪府における広域化対象市町村の組み合わせについては、これまでの消防の沿革や地域防災の要である市町村との関係、地域に密着して活動する消防団との関係などを踏まえると、まず、地域の地理的・社会的状況や歴史的経過等をベースに検討を行うことが肝要であるとともに、消防本部間の連携や消防団のブロック、また救急の分野で重要な二次医療圏との整合性にも配慮する必要がある。

府内の消防本部では、これまでから、大阪府下広域消防相互応援協定に基づく4ブロックにより緊密な連携が図られている。このブロックは、府内市町村の結びつきをはじめ、消防団のブロックや二次医療圏を包含しており、かつ広域化によるスケールメリットを十分享受できる相当の規模を有している。このことから、広域化対象市町村の組み合わせとしてはこのブロックを基本とすることが最適であり、本計画に示す広域化対象市町村としては、政令

指定都市を除いた市町村について、次に示す府内4ブロックを基本として広域化を進めることが最適であるとの結論に至った。

なお、高石市については、現在、堺市高石市消防組合消防本部を構成しているため、堺市域とした。【資料8】

北部ブロック	豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町、能勢町
東部ブロック	守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、門真市、四条畷市、交野市、東大阪市
南河内ブロック	富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
泉州ブロック	岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町
大阪市域	大阪市
堺市域	堺市、高石市

なお、本計画に示す広域化対象市町村が組み合わせの枠組みごとに協議する中で、本計画の組み合わせとは異なった別の組み合わせが関係市町村の合意のもとに提案され、当該組み合わせが広域化の推進を図るうえで適当と認められる場合には、「大阪府消防広域化推進委員会」における審議など、所定の手続きを経た上で計画の変更・修正を行うなど、本計画の趣旨を踏まえつつ、弾力的な運用に努めるものとする。

(4) 「消防救急無線(市町村波)」の広域化・共同化及び「消防指令業務」の共同運用との関係

消防救急無線は、電波法関係審査基準において平成28年5月末までにデジタル方式に移行することとされており、無線施設の更新により市町村財政にも大きな負担を生じることとなる。また一方では、近年、高度で複雑な災害対応や救急サービスが求められ、特に、大規模災害時などには既存の管轄区域を超えた迅速、集中的な対応が求められており、これに対応する広域的な通信基盤の確保は特に重要な課題となっている。

これらを踏まえ、大阪府がとりまとめた「消防救急無線の広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用に係る整備構想」では、消防救急無線(市町村波)の広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用は、住民サービスの向上や行財政上の効果に多くの有効性があるとされ、その整備のあり方については消防の広域化の組み合わせの議論の中で検討することとされている。

大阪府における消防の広域化は、消防力の充実強化と併せて行財政基盤の強化も含めた、トータルとしてより質の高い住民サービスの提供を目的として推進するものであり、消防救急無線及び消防指令業務も含んだ広域化の実現を目指すべきである。

したがって、「消防救急無線(市町村波)」の広域化・共同化のブロック割り及び「消防指令業務」の共同運用のエリアについては、本計画で示す広域化の組み合わせと同一とすることを基本とする。

(5) 広域化の手法

消防の広域化は、主に一部事務組合、事務委託又は広域連合の手法により行われることとなるが、その場合に広域化後の消防本部は、組合もしくは連合の構成市町村間、又は受託市町村と委託市町村間における意思疎通及び情報共有に特に意を用いる必要がある。

府内では、すでに一部事務組合による消防組合と事務委託により広域化が図られているところであるが、今後の消防の広域化にあたっては、手法も含め、広域化対象市町村の協議の中で検討する必要がある。

7 広域化の推進に必要な措置

府内市町村の消防の広域化は、これまでの消防体制の枠組みに大きな変更を加える重要な事項である。とりわけ市町村においては、消防の広域化を実施しようとする場合に、広域化対象市町村間における協議や広域消防運営計画を作成する段階において、住民・議会をはじめ地域の関係者への説明責任を果たす必要が生じてくる。

このため、大阪府としても、市町村からの意見を十分踏まえ、自主的な市町村消防の広域化が適切・円滑に図られるよう、次のとおり広域化を推進するための措置を講ずる。

(1) 広域化を推進するための体制

大阪府は、本計画の円滑な推進を図るために「大阪府消防広域化推進委員会」を平成20年度以降も継続して設置し、計画の進行管理を行う。

(2) 広域化を推進するための支援

国の支援

国においては、消防広域化推進本部の設置をはじめ、広報・普及啓発、情報提供、相談体制の確保充実のほか、財政措置として広域化対象市町村等に対し広域化に必要な行政経費について、所要の特別交付税措置・地方財政措置・地方債措置・補助金の交付決定に当たっての特別の配慮を講ずることとしている。

大阪府の支援

広域化対象市町村間の協議が円滑に進行し、定められた期間内に自主的な消防の広域化が実現されるには、大阪府のリーダーシップの発揮と広域化対象市町村の自主性が不可欠である。

このため、大阪府においては、広域化実現のための市町村からの要望も尊重しながら、広域化対象市町村が行う広報・啓発活動や、広域化対象市町村による協議会の早期設置に向けた体制整備に対し、積極的かつきめ細やかな支援を行うとともに、協議会設置後の協議の場への参加などを通じ、次のような事項を中心に国とも連携して積極的な支援を行う。

- ・ 消防広域化に関する情報提供・普及啓発
- ・ 消防広域化に関する先進事例等の調査研究及び関係機関への情報提供
- ・ 消防広域化に関する手続きや課題解決等に対する指導・助言
- ・ 消防広域化対象市町村からの求めに応じた、必要な仲介、調整
- ・ 広域消防運営計画の作成にあたっての必要な助言
- ・ 国の支援策の活用等の連絡調整
- ・ その他、国への要望等、広域化対象市町村の消防の広域化の推進に関すること

8 広域化後の消防の円滑な運営の確保

(1) 広域化後の消防の体制整備

市町村の消防の広域化が行われた後に、広域化の効果を十分に発揮できるよう、広域化後の消防において一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが重要である。

(2) 構成市町村等間における協議

広域化対象市町村は広域化後の円滑な運営を確保するための「広域消防運営計画」を作成することとなっているが、「広域消防運営計画」の作成にあたっては対象となる消防本部、

関係市町村、消防団など、市町村関係者の十分な議論が必要である。

消防の広域化は、一部事務組合、事務委託又は広域連合の手法により行われることとなるが、その場合に広域化後の消防は、組合・連合と構成市町村間、組合・連合を構成する市町村間又は委託関係市町村間における緊密な意思疎通及び情報共有が重要となる。

また、広域化前の消防本部の規模によっては、消防本部間の消防力や部隊運用等に大きな差異がある場合があり、これらの消防本部が広域化を図る場合には、広域化後の管轄地域の実情に応じた消防力の再配備等により、より効果的・効率的な消防体制の再構築について協議を図る必要がある。

特に、地域に密着して活動してきた市町村消防が、広域化により姿が見えなくなるのではないかという住民の不安の払拭や、例えば消防組合の幹部職員を市町村の防災・国民保護対策本部員として位置づけ、市町村と消防組合との連携強化を図るなど大規模災害時における消防体制の確立を図るための仕組みづくりについて、十分協議を図る必要がある。

(3) 体制整備の方策

広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防体制の整備について、市町村内の論議を経た上で、構成市町村等間において十分協議の上決定することが必要である。その場合に、以下のような事項については、可能な限り、組合・連合又は事務委託の規約・規程等において定めることが有効である。

組合・連合の方式による場合

- ・ 経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的ルール
- ・ 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画の策定
- ・ 中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画の策定
- ・ 部隊運用、指令管制、人材育成等に関する計画の策定
- ・ 災害時等における構成市町村長と消防長、消防署長、消防団長、並びに組合を構成する市町村長間の緊密な相互連絡・情報共有のための計画の策定
- ・ 構成市町村間の定期的な連絡体制、消防長の専決対象の明確化等、構成市町村間の迅速な意見調整のための仕組みづくり
- ・ 組合等の運営に関する住民の意見反映の仕組みづくり

事務委託の方式による場合

- ・ 委託料に係る基本的なルール
- ・ 災害時等における委託市町村長と受託側の市町村長、消防長、消防署長、消防団長の緊密な相互連絡・情報共有のための計画の策定
- ・ 消防事務に関する住民の意見反映の仕組みづくり

9 防災に係る関係機関相互間の連携の確保

(1) 消防団との連携の確保

消防本部は専門性の高い常備の消防機関であるのに対し、消防団はより地域に密着した消防活動を実施するという特性を有している。このことから、消防団は広域化の対象とはならず、引き続き構成市町村単位で設置することとされた。

これまでも、消防団は常備消防と密接な連携・協力の下で初期消火など自治体消防の一端を担ってきたが、消防が広域化された場合にも、これまで同様、広域化後の消防本部との連携・協力体制の維持が必要となる。特に大規模災害の際には常備消防は消防団、自主防災組織、住民との連携を図る必要が大きいことから、消防団と消防本部との連携確保のありかたについては、可能な限り、事前に定めておくことが有効である。

- ・常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整体制の整備
- ・消防団の合同による訓練又は常備消防との合同による訓練の実施
- ・構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等
- ・常備消防と消防団との連絡体制の強化
- ・その他、常備消防と消防団との連携確保に必要な事項

(2) 防災・国民保護担当部局との連携の確保

防災・国民保護行政は、住民の安心・安全を確保するという面で、消防行政と同様に、住民に密着した最も重要な業務であるが、基本的には住民と密接な関係にある各市町村が実施すべきものとなっている。

このため、災害時には防災・国民保護行政を担当する部局と消防部局との緊密な連携・協力体制の整備が重要となる。特に大規模災害時には初動体制の面で24時間体制をとっている消防部局の役割は重要となるため、防災・国民保護担当部局と消防本部との連携のあり方については、可能な限り、事前に定めておくことが有効である。

- ・夜間・休日等における市町村の防災業務に係る初動時体制等
- ・構成市町村等の長及び防災・国民保護担当部局長と消防長及び消防署長による協議会の設置
- ・構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等
- ・防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流
- ・総合的な合同防災訓練の実施
- ・防災・国民保護担当部局と消防本部との連絡体制の強化
- ・防災・国民保護担当部局と消防本部の連携による情報収集の24時間体制の整備
- ・その他、防災・国民保護担当部局と消防本部との連携強化に必要な事項

10 おわりに

自治体消防制度が発足し、間もなく60年を迎えようとしている。これまでも、府内の市町村消防は幾度かの火災や風水害、また、阪神・淡路大震災の教訓を糧に消防力の充実強化を図り住民の安全・安心を守ってきた。

災害・事故の大規模化・複雑化や住民ニーズの多様化など、消防を取り巻く環境がますます変化してきている中で、府内市町村消防がこれに的確に対応し、今後とも住民に対する高度な消防サービスの提供を行っていくためには、将来に亘っての行財政基盤の充実・強化が大きな課題である。市町村の厳しい財政状況が長引く中では、公的責任を担う自治体同士が連携して広域化を図り、住民サービスの向上に努めることは極めて有効な手段であり、本計画は、今後の市町村消防のあり方について、広域化による持続可能な体制の整備と確立を図ることを目的に示すものである。

大阪府としては、本計画に基づいて、自主的な府内市町村消防の広域化の実現が図られ、府民の生命・財産を守る広域消防体制が確立されることを期待するとともに、広域化の実現に向けた積極的な支援に努めていく所存である。

消防の現況【資料1】

府内の市町村消防の現況（管轄人口・管轄面積）

消防本部等名	管轄人口 (人)	管轄面積 (K m ²)
大阪市消防局	2,506,456	222
堺市高石市消防組合消防本部	891,061	161
枚方寝屋川消防組合消防本部	646,196	90
東大阪市消防局	494,422	62
豊中市消防本部	388,115	36
高槻市消防本部	354,971	105
吹田市消防本部	345,752	36
守口市門真市消防組合消防本部	277,553	25
八尾市消防本部	266,704	42
茨木市消防本部	264,637	77
柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部	260,948	61
岸和田市消防本部	202,617	72
和泉市消防本部	180,053	85
富田林市消防本部(太子町、千早赤阪村受託)	144,266	91
松原市消防本部	127,676	17
大東市消防本部	126,458	18
箕面市消防本部	125,161	48
河内長野市消防本部	118,870	110
泉佐野市消防本部(田尻町受託)	109,128	58
池田市消防本部	99,756	22
貝塚市消防本部	89,947	44
摂津市消防本部	83,873	15
交野市消防本部	78,532	26
阪南岬消防組合消防本部	78,026	85
泉大津市消防本部	76,812	13
泉南市消防本部	65,423	47
大阪狭山市消防本部	57,460	12
四條畷市消防本部	56,839	19
熊取町消防本部	44,064	17
島本町消防本部	29,303	17
豊能町消防本部	24,924	34
忠岡町消防本部	17,549	4
河南町消防本部	16,788	25
能勢町(非常備)	13,379	99
大阪府計	8,663,719	1,894

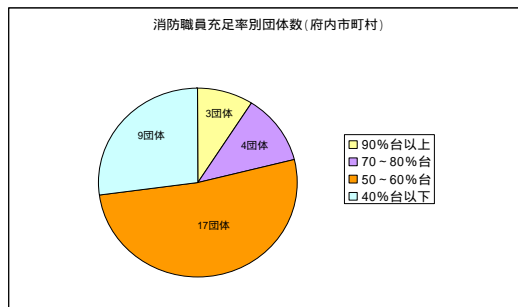
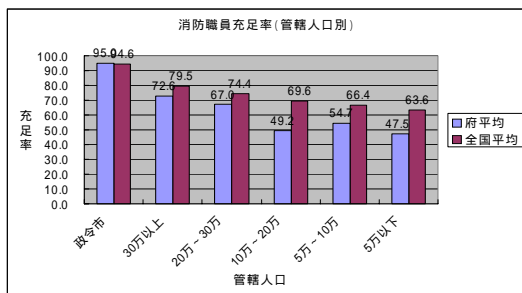
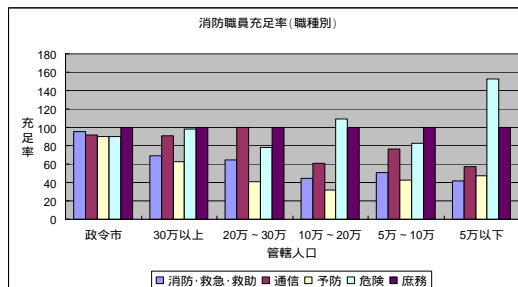
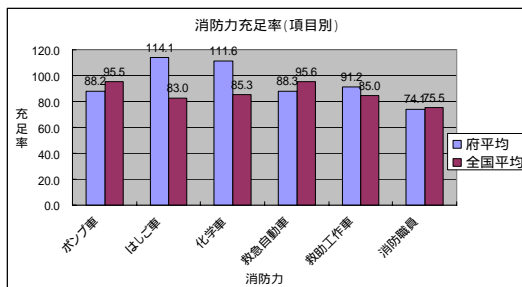
人口はH18.3末 住基人口による

全国の消防本部の概要（単独・組合）

区分	消 防 本 部				
	計	市	町	村	組合
北海道	68	20	6		42
青森県	14	3	1		10
岩手県	12	4			8
宮城県	12	5			7
秋田県	13	6	1		6
山形県	15	8	2		5
福島県	12	2			10
茨城県	26	14	4	1	7
栃木県	13	5			8
群馬県	11	4			7
埼玉県	36	19	3		14
千葉県	31	22	1		8
東京都	6	3	2	1	
神奈川県	26	18	7		1
新潟県	19	11	1		7
富山県	13	8	4		1
石川県	11	4	2		5
福井県	9	3	1		5
山梨県	10	4			6
長野県	14	2			12
岐阜県	22	14	1		7
静岡県	27	13	3		11
愛知県	37	25	3		9
三重県	15	9	1		5
滋賀県	8	3			5
京都府	15	9	2		4
大阪府	33	23	5		5
兵庫県	31	25	2		4
奈良県	13	6			7
和歌山県	17	7	6		4
鳥取県	3				3
島根県	9	5			4
岡山県	14	9			5
広島県	16	9	2		5
山口県	13	9			4
徳島県	12	5			7
香川県	9	4	1		4
愛媛県	14	7	3		4
高知県	15	8			7
福岡県	26	10	1		15
佐賀県	7	2	1		4
長崎県	10	6	1		3
熊本県	13	1			12
大分県	14	12			2
宮崎県	9	7			2
鹿児島県	20	8	1		11
沖縄県	18	10	1		7
合計	811	411	69	2	329

H18版「消防白書」より

消防力【資料2】



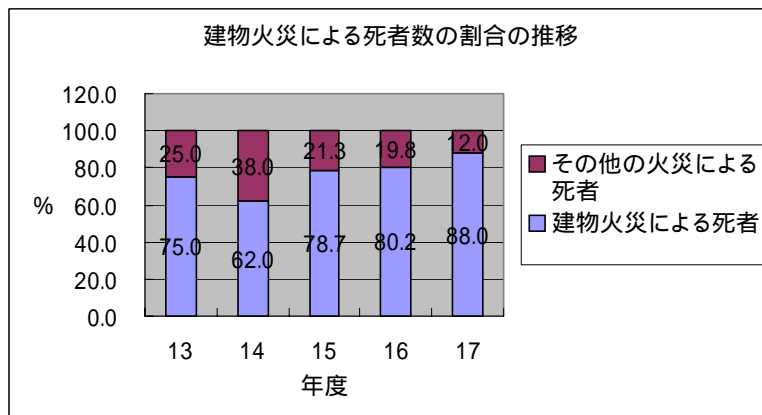
消防職員数【資料3】

消防職員数・消防団員数の推移

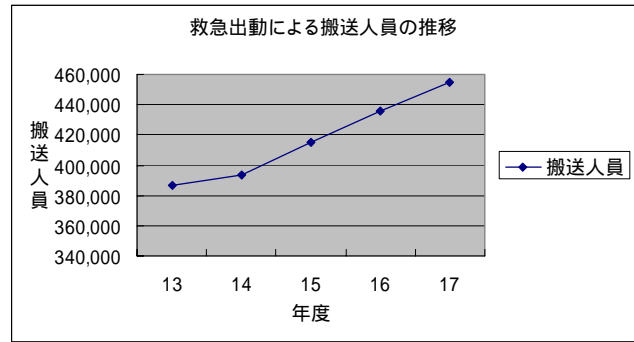
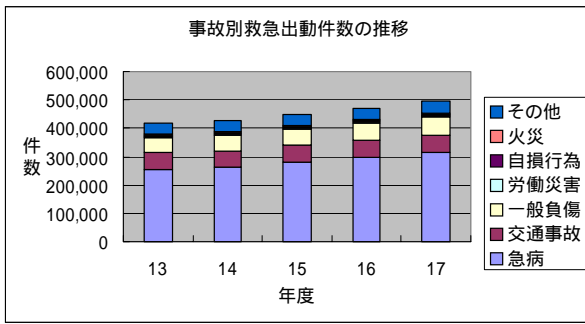
年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
消防職員(人)	9,733	9,701	9,653	9,611	9,617
消防吏員	9,444	9,416	9,505	9,485	9,506
その他の職員	289	285	148	126	111
消防団員(人)	9,732	9,750	9,664	9,701	9,733

大阪府消防統計より

火災件数による死者数の割合の推移【資料4】



救急搬送件数の推移【資料5】

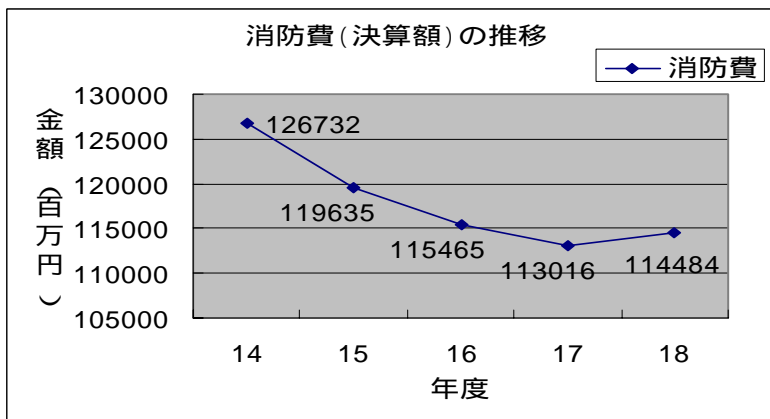


将来人口推計【資料6】

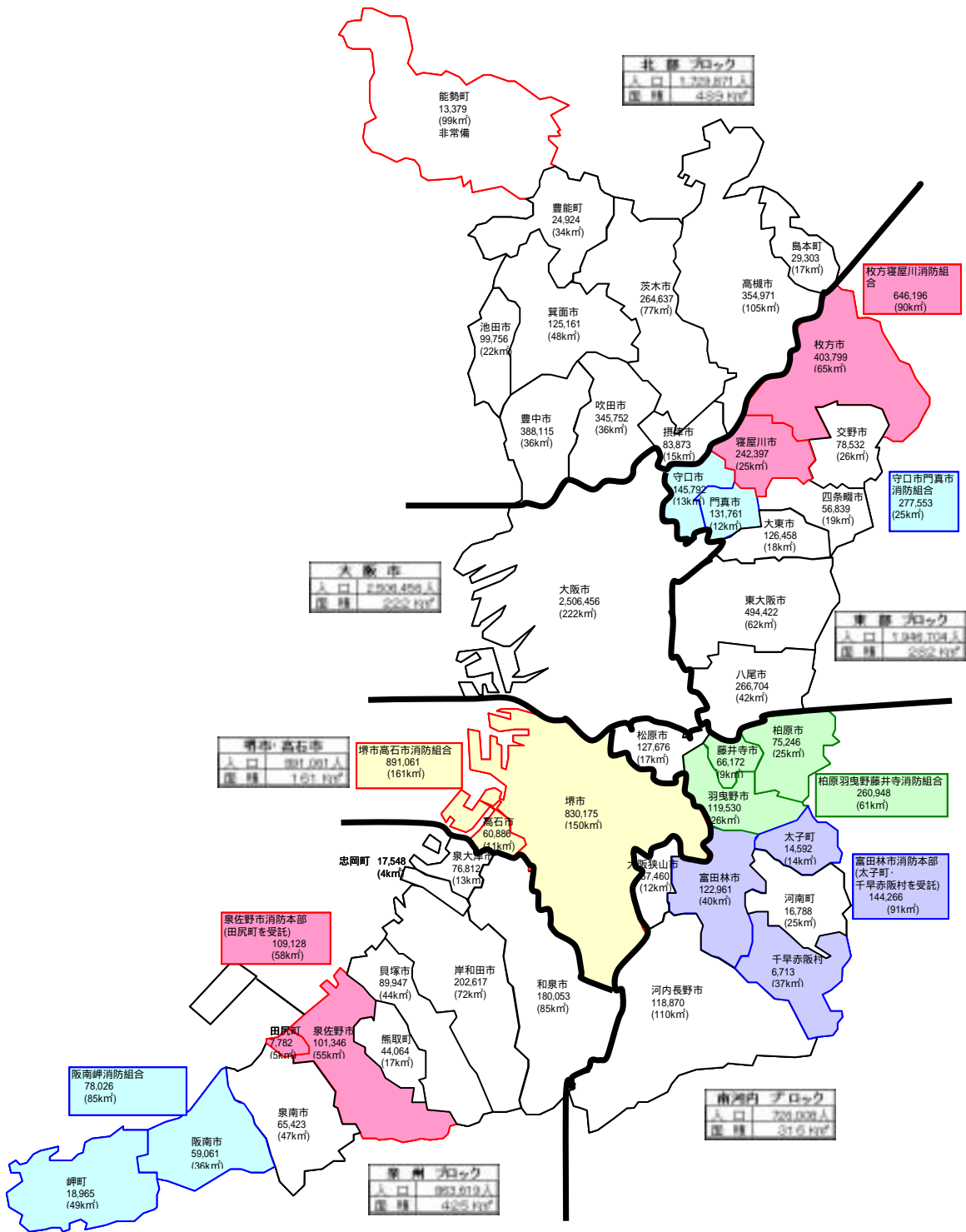
2000年							2030年						
総数	0～14歳		15～64歳		65歳以上		総数	0～14歳		15～64歳		65歳以上	
	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比		構成比	構成比	構成比			
8,805	1,250	14.20	6,224	70.69	1,315	14.94	7,661	8,500	11.09	4,652	60.72	2,159	28.18

単位：千人 注）総数には年齢不詳を含む

消防財政【資料7】



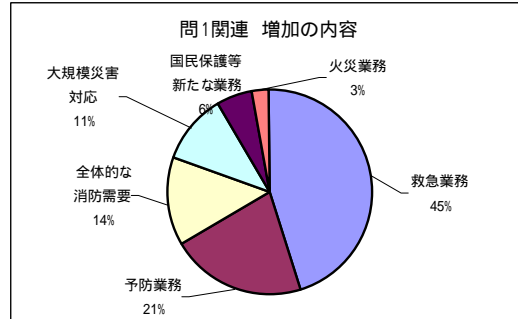
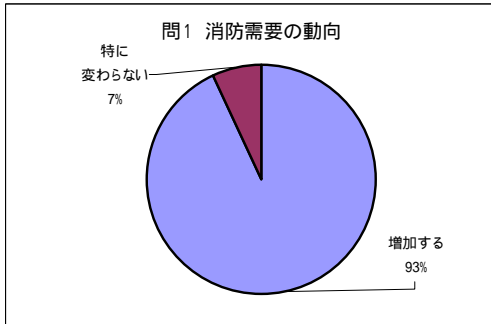
広域化の組み合わせ【資料8】



市町村アンケートの結果について

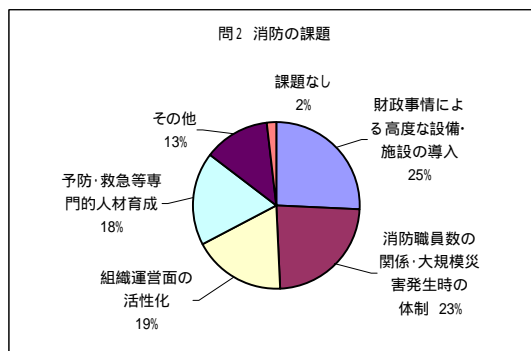
消防需要の動向

- ・「消防需要の動向」についての回答は、93%が「増える」
- ・増加すると予想される消防需要は、「救急業務」「予防業務」が多く、「大規模災害への対応」や「国民保護」など、新たな消防需要の発生という回答もあった



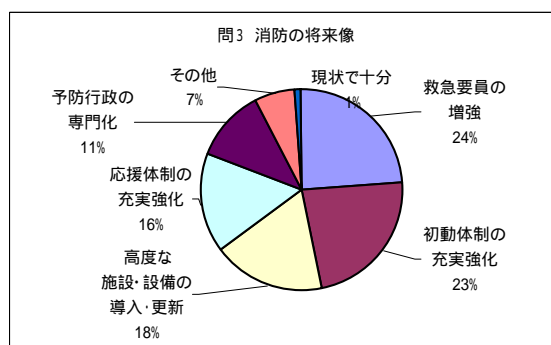
消防の課題

- ・「消防の課題」についての回答は、「財政事情により高度な消防設備・施設の導入・更新が困難」と「消防職員数の関係で大規模災害時の体制に危機感」が、併せて全体の50%弱を占める
- ・また、「組織の活性化が図りにくくなってきている」や「予防行政分野の要員や救急救命士などの専門的な人材の要請・確保が困難」の回答もそれぞれ20%近く
- ・管轄人口10万人規模の市町村を中心に複数の消防の課題を感じているという傾向が見受けられる



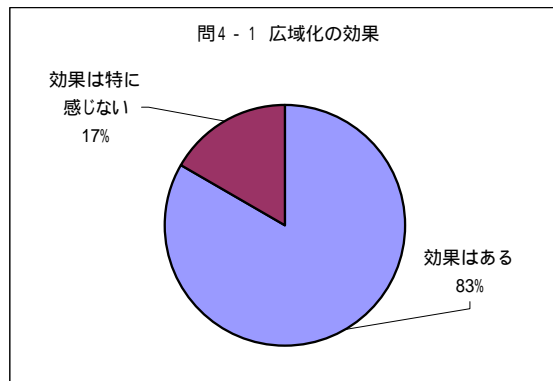
消防の将来像

- ・「消防の将来像」についての回答は、「救急要員の増強」と「初動体制の充実強化」が、併せて全体の50%弱で、次いで「高度な施設・設備の導入・更新」「応援体制の充実強化」「予防行政の専門化」の順



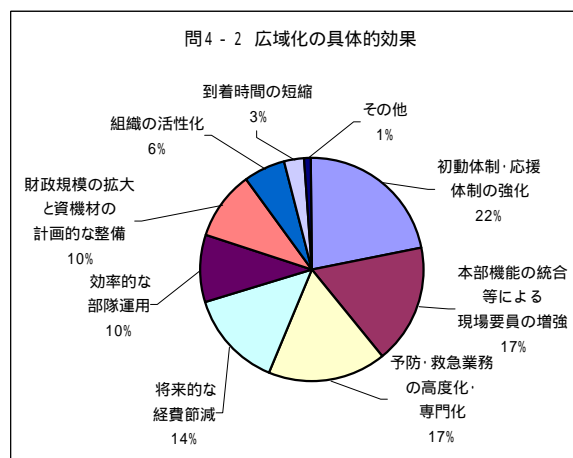
広域化の効果

- ・「消防の広域化の効果」についての回答は、83%が「効果はある」で、「効果は特に感じない」も17%
- ・「効果はある」の理由として多かったのは、「スケールメリットによる消防力の増強」「行財政基盤の強化」「大規模災害への対応力の増加」
- ・「効果は特に感じない」の理由として多かったのは、「現状でも消防力が充実している」のほか、「消防力に格差のある自治体同士・小規模消防本部同士の広域化では効果が薄い」「緊急を要する危機管理への対応時に首長の権限や責任が不明確」「広域化により新たな財政負担が発生する」「広域化により市民サービスの低下や首長・消防団との連携に支障が出る」の回答



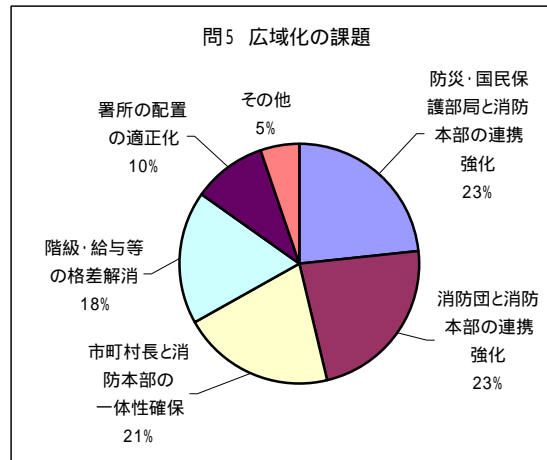
広域化の効果(有無)についての主な理由 (管轄人口規模別)		計	30万人以上	20~30万人	10~20万人	10万人未満
効果はある	大規模災害への対応力増加	13	2	1	3	7
	スケールメリットによる消防力の増強	28	2	2	7	17
	行財政基盤の強化が図れる	16	1	2	5	8
効果は感じない	現状でも消防力は充実している	4	3	0	0	1
	消防力に格差がある自治体同士・小規模消防本部同士の広域化では効果が薄い	1	0	1	0	0
	緊急を要する危機管理への対応時に、首長の権限や責任が不明確	1	1	0	0	0
	広域化により、新たな財政負担が増える	1	0	0	1	0
	広域化により市民サービスの低下や首長・消防団との連携に支障が出る	1	1	0	0	0

- ・「広域化の具体的な効果」については、「初動体制・応援体制の強化」や「本部機能の統合等による現場要員の増強」「予防・救急業務の高度化・専門化」への期待が高い



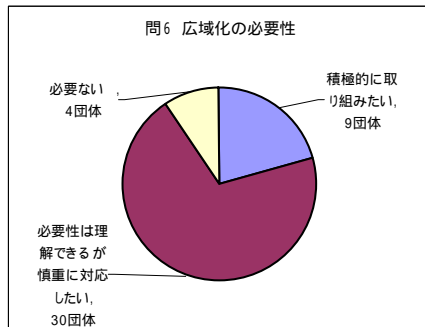
広域化の課題

- ・「広域化の課題」についての回答は、特に集中した項目はなく、各市町村とも一般的に言われる広域化の課題についての認識



広域化の必要性

- ・「広域化の必要性」についての回答は、「広域化は必要であり、積極的に取り組みたい」が9団体21%で、「広域化のメリットや必要性は理解できるが慎重に対応したい」が30団体70%、「広域の必要は無い」が4団体9%
- ・「広域化に積極的に取り組みたい」は、地域別では北河内・南河内・泉北・泉南地域、規模別では管轄人口10万人未満の市町村を中心に回答
- ・「広域化の必要はない」は、管轄人口20万人以上ある4市で回答
- ・「慎重に取り組む」の理由として多かったのは、「負担金等の財政面と住民サービスの費用対効果の整理」「組み合わせによってスケールメリットに差が出る」や「部隊運用・勤務体制等の組織体制の見直しが必要」などの回答

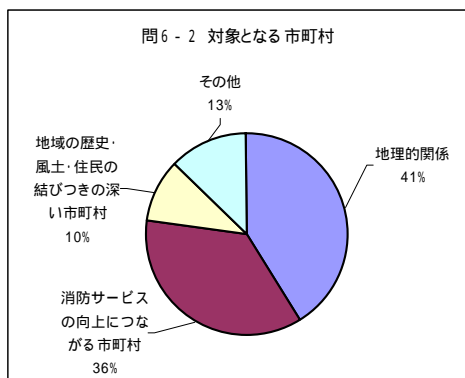


広域化に積極的に取り組みたいと回答の市町村 (地域別・管轄人口規模別)	計	30万人以上	20~30万人	10~20万人	10万人未満
北河内地域	2	0	0	1	1
南河内地域	3	0	0	1	2
泉北地域	2	0	0	0	2
泉南地域	2	0	0	0	2

広域化の必要性(有無)についての主な理由 (管轄人口規模別)		計	30万人以上	20~30万人	10~20万人	10万人未満
積極的に取り組む	大規模災害に対応するには広域化が必要	3	0	0	1	2
	スケールメリットによる消防力の増強を図りたい	9	0	0	2	7
必要なし	現状で、消防力は十分	6	4	0	2	0
	住民サービスが低下する	2	1	0	1	0
	財政負担が増加する	1	0	0	1	0
慎重に取り組む	相互応援協定・緊急援助隊制度の充実で対応できる	2	0	1	1	0
	組み合わせによってスケールメリットに差が出る	7	2	1	2	2
	負担金等財政面と住民サービスとの費用対効果の整理が必要	8	1	1	1	5
	部隊運用・勤務体制等の組織体制の見直しが必要	3	0	1	1	1
	地域の特性・実情を整理する必要がある	2	0	0	1	1

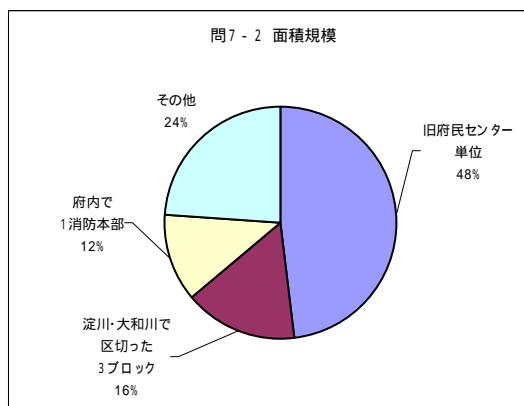
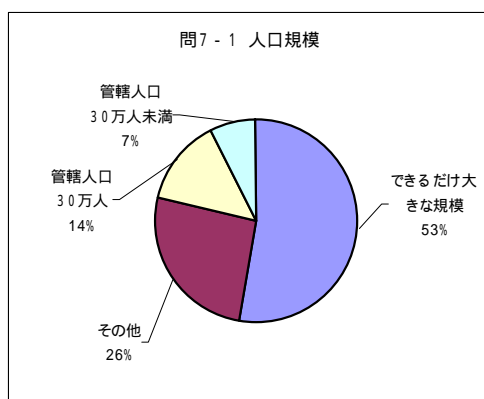
広域化の対象となる市町村

- ・「広域化の対象の相手方となる市町村を選ぶ視点」についての回答は、「地理的關係」が41%、「消防サービスの向上につながる」が36%



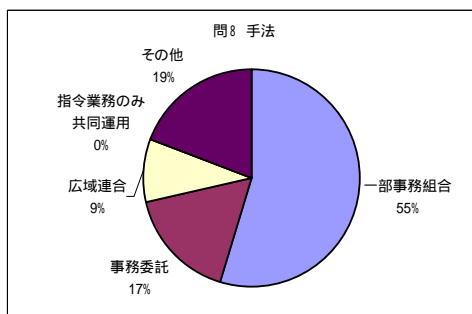
人口規模・面積規模

- ・「広域化後の人口規模」についての回答は、「できるだけ大きな規模」が52%、「管轄人口30万人」が14%、「管轄人口30万人未満」が7%、「その他」26%で、「その他」の主な意見は、「市民サービスが向上するなら、管轄人口にはこだわらない」
- ・「できるだけ大きな人口規模」を希望する市町村からの、「面積規模」についての回答は、「旧府民センター単位」が48%、「府内3ブロック」が16%、「府内1消防本部」が12%、「その他」24%で、「その他」の主な意見は、「広域消防応援協定の4消防ブロック」



手法

- ・「広域化の手法」についての回答は、「一部事務組合方式」が55%、「事務委託方式」が17%、「広域連合方式」が9%
- ・「一部事務組合方式」を選定する主な理由としては、「実績がありノウハウの活用が容易」や「構成市町村の意見が反映できる」という回答、「事務委託方式」では、「意思決定の迅速化と責任体制の明確化」という回答



国・府への要望

- ・「国への要望」では、多くの市町村が「財政支援の拡充」と回答
 - ・「府への要望」では、「財政支援」のほか、「市町村の実情を考慮した推進計画の策定」や「早期に具体的な組み合わせを示すためのリーダーシップの発揮」という回答
-

【大阪府の消防の動向とアンケート結果から】

アンケート結果からは、府下市町村の多くで消防需要は「救急業務」「予防業務」を中心に今後も増加すると予想され、一方で「財政状況による高度な施設・設備の導入」や「消防職員数の関係による大規模災害時の体制」などの課題も種々抱えていること、また、一部には小規模消防本部を中心に広域化に積極的な市町村もあるが、多くの市町村では、消防の広域化による効果やメリットは感じているものの、広域化に取り組むための課題を考えたときに、広域化の推進には慎重にならざるを得ないと感じていることが伺える。

また、大阪府の消防の動向からは、府内の市町村消防は全体の4割強が小規模消防本部であり、消防力の面で見ると、ポンプ車・はしご車等の充足率は全国平均を上回っているものの、消防職員の充足率は低く出動要員には余裕は見受けられない。また、消防需要の面では、近年、建物火災による死亡者の割合や、救急出動件数が毎年増加傾向にあり、高齢化社会の到来に伴い、特に救急業務はますます増加すると推測される。一方、消防費については、市町村の財政が厳しく消防費の大幅な増加は見込みにくいものと考えられる。

このような中で、府内の消防が、今後、より大規模化・複雑化・高度化する災害・事故や国民保護といった新たな課題に対しても的確に対応していくには、行財政基盤を含めた消防力の更なる充実強化を図っていくことが重要となってくる。

「大阪府消防広域化推進計画」の策定に当たっては、以上のことを踏まえ、府内市町村消防が将来に亘る行財政基盤の充実強化を図り、住民に対する持続可能な高度な消防サービスの提供が可能となるよう、市町村消防の自主的な広域化の実現に向け検討する必要がある。

【審議の経過】

委員会 開催日	議 題
「第1回 委員会」 (H19.5.9)	1) 大阪府消防広域化推進委員会の設置・運営について 2) 大阪府の市町村消防の広域化推進計画について(諮問) 3) 大阪府における市町村消防の広域化の推進について 4) 今後のスケジュールについて 5) 意見交換
「第2回 委員会」 (H19.7.19)	1) 広域化の推進に当たっての基本的事項について 2) 大阪府の消防の動向と市町村アンケート結果について 3) 広域化対象市町村の組み合わせについて
「第3回 委員会」 (H19.10.23)	1) 広域化による人的・財政的効果について 2) 大阪府消防広域化推進計画(素案)について 3) 広域化対象市町村の枠組み(案)について
「第4回 委員会」 (H19.12.27)	1) 大阪府消防広域化推進計画(案)について 2) 今後の進め方について

【委員名簿】

氏 名	役 職 等
(会長) 室崎 益輝	総務省消防庁消防大学校消防研究センター所長
秋田 治夫	財団法人大阪府消防協会会長
(職務代理) 池田 敏雄	関西大学法学部教授
岡澤 昭子	大阪府和泉保健所長
小川 嘉誉	社団法人大阪府病院協会会長
小林 次子	大阪府婦人防火クラブ連絡協議会会長
小牧 規子	株式会社読売新聞大阪本社編集委員
杉本 壽	大阪府医師会副会長
中司 宏	大阪府市長会会長(5/9~8/20)
倉田 薫	大阪府市長会会長(10/9~)
上垣 正純	大阪府町村長会会長(5/9~12/19)
中 和博	大阪府町村長会会長(2/27~)
森口清太郎	大阪市消防局長(大阪府下消防長会会長)
玉崎 和実	堺市高石市消防組合消防長(大阪府下消防長会衛星都市委員会委員長)
菅野喜三郎	豊中市消防本部消防長(北ブロック消防本部代表)
中口 武	枚方寝屋川消防組合消防長(東ブロック消防本部代表)
戸谷 勇	柏原羽曳野藤井寺消防組合消防長(中ブロック消防本部代表)
木ノ元正春	泉佐野市消防本部消防長(南ブロック消防本部代表)

大阪府消防広域化推進委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪府消防広域化推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員会は、知事の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査検討し、意見を述べるものとする。

- (1) 消防組織法第33条第1項に規定する推進計画の策定及び変更に関すること
- (2) 消防の広域化の推進に関すること
- (3) 消防の広域化に関する調査研究に関すること

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 市町村長
- (2) 市町消防本部（一部事務組合を含む。）消防長
- (3) 学識経験のある者
- (4) その他知事が必要と認める者

3 委員の任期は、2年間とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬)

第6条 委員の報酬の額は、日額10,700円とする。

2 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。

3 委員のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。

(費用弁償)

第7条 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）による9級の職務にある者のうち部長の職務に準ずる者以外の者の額相当額とする。ただし、同条例第2条第1項第1号に規定する内国旅行の日当は、同条例別表第1の定額（指定職等の職務にある者以外の者に係るものに限る。）により支給する。

2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。

3 前2項の規定にかかわらず、委員のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。

(支払方法)

第8条 委員等の報償費及び費用弁償の支給方法に関し、この要綱に定めがない事項については、常勤の職員の例による。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、危機管理室に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は平成19年4月2日から施行する。